

[99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](#))

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>
- ◇ 評価結果の通知：2026 年 4 月 3 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。
- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	メキシコ及び全途上国
語学の種類	英語（西語ができれば望ましい）

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

6. 業務の背景

メキシコ合衆国（以下、メキシコ）中部に位置するトゥラ川流域（以下、流域）には、メキシコシティ都市圏から排水トンネルを通じて大量の下水が流入しており、その一部は処理されておらず、またトゥラ川流域の都市部からも未処理下水が流入するため、流域内のトゥラ川、サラード川、エンドー貯水池は、国内でも最も汚染度が高い水域に分類されており、生物化学的酸素要求量（BOD）、糞便性大腸菌、重金属等の基準値超過が常態化している。流域内には 100 を超える下水処理施設が存在しているが、稼働しているのは 70 施設ほどで、実効処理能力は設置容量のわずか 55.5%（417.38 L/s）に留まる。2043 年までに必要とされる処理能力は 13,500 L/s 以上と推定され、今後の人口増加に伴い下水処理能力は大幅に不足することが懸念される。また、流域では、セメント産業や発電所、繊維産業などの産業活動が活発になっていることに加えて、人口増加に伴う流域の自治体からの生活排水も増えていることが推測されるが、工業排水や都市下水の十分な排水規制ができておらず、深刻な水質汚染を進行させている。こういった背景から、現大統領（2024 年 10 月就任）は、国内で最も汚染が認められる河川として、レルマ・サンティアゴ川、アトヤック川に加えて、トゥラ川の浄化を進めていくことを公約に掲げている。

この流域の産業用水、生活用水は、地下水に依存しており、地下水利用の内、産業用水が約 50%、生活用水が約 40%を占める（流域内の灌漑は未処理及び処理済の下水に依存している）。近年、産業活動や都市化に伴い、地下水揚水量が増加していると考えられ、それがトゥラ川の流量にも影響を与えている可能性がある。こうした流域の水理地質状況や水利用の状況を踏まえ、トゥラ川の水質改善のために、地下水と表流水、汚染対策の統合的な管理を推進するための能力強化支援が要請された。

本詳細計画策定調査では、特に水質汚染が深刻なトゥラ川流域のエンドー湖より上流域において、課題や関係諸機関の能力、役割分担を確認し、プロジェクトの実施体制を検討するための情報を分析・整理した上で、プロジェクトの内容を提案・協議するとともに、その実施体制及び活動内容について確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書締結を行う予定である。

7. 業務の内容

本調査で検討を行うプロジェクトの活動内容については、メキシコ側関係機関の意向を踏まえる必要があるが、現時点では、対象流域となるトゥラ川上流域の表流

水と地下水、河川水質を一体とした水循環モデルを構築し、水循環の現状や河川水質悪化の原因、中長期的に目指す流域の状態等に関する協議メカニズムを通じた関係者間での共通認識醸成と課題解決に向けた対応策の検討を行うことを想定する。また、メキシコ側関係機関が優先事項としている産業排水への対応については、具体的な対応策をプロジェクト開始当初から選定、実施した上で、実施プロセスで得られる経験・教訓を協議メカニズムに共有およびフィードバックしながら統合水資源管理の改善スパイラルを実践的に回し、流域の健全な水循環の構築と河川水質の改善を図る。このスパイラルの中心的役割を担うのが、環境・天然資源省

(SEMARNAT : Secretaría de Medio Ambiente y Recursos Naturales) 及び国家水委員会 (CONAGUA : Comisión Nacional del Agua) である。環境・天然資源省及び国家水委員会は、関係者が水資源管理に関する課題を共有・理解し、改善策を議論して合意を図り、環境・天然資源省及び国家水委員会を含めた各関係機関が責任を持って改善策を実践する。そして、その成果・課題を協議メカニズムで改めて議論する。こうした活動を通して関係者間の信頼向上を図ると共に、関係機関の連携と流域管理の機能を強化する。この考え方が改善スパイラルであり、これは JICA の「グローバル・アジェンダ 持続可能な水資源の確保と水供給」のクラスター「地域の水問題を解決する実践的統合水資源管理」で推進するアプローチ「地域の水問題の解決に責任を持つ水資源管理主体の育成と合意形成を図るための協議体の形成と機能化」に基づくものである

(<https://www.jica.go.jp/activities/issues/water/index.html>)。本調査で得られた情報を基に、このような枠組みやアプローチを本プロジェクトにどのように組み込むか、検討を行う。

要請書の内容を踏まえてメキシコ側と JICA で協議を継続しており、現時点で想定するプロジェクトの枠組みは以下の通りである。

【上位目標】

本プロジェクトで開発された健全な水循環形成に係るアプローチがトゥラ川流域で定着し、アトヤック川流域およびレルマ・サンティアゴ川流域へ展開される

【プロジェクト目標】

SEMARNAT 及び CONAGUA、関係機関における健全な水循環形成のための能力が強化される

【成果】

成果 1 トゥラ川流域における水循環モデルを構築し、水循環の健全性に係る現

状及び悪化の原因等について関係者間で共通認識が醸成される

成果 2 トウラ川流域において、短期的には水質改善対応策、長期的には健全な水循環形成のため対応策を検討し、関係者間の合意に基づくアクションプランが策定される

成果 3 健全な水循環形成のための優先対応策として、トウラ川流域都市部の排水への対応策実施プロセスを通じて教訓が得られる

成果 4 健全な水循環形成のための適正なアプローチおよび経験・教訓等が他流域に共有される

本調査では、流域の健全な水循環形成という大きな視点も踏まえ、上記プロジェクトの枠組みに沿って、必要な活動を明確にし、その実施方針及び実施内容を検討する。アクションプラン策定や優先対応策実施に係る活動を検討する際は、対象流域で目指すビジョンとそこに到達するための Theory of Change を検討した上で、広範囲になることが予想される健全な水循環に向けた課題の内、水質改善をはじめとした短期的に本プロジェクトで取り組む課題や協議メカニズムに含める関係者の範囲と役割を検討する必要がある。また、プロジェクト本体では、アクションプランや優先的対応策を検討、促進する際は、その課題に対応する本邦技術の活用や民間企業との連携、資金協力を繋げる視点も重要となる。

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。

（1）準備業務（2026年4月中旬～2026年4月下旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② 担当分野に係る調査計画・方針案を検討する。

- ③ 現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ④ メキシコ側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（和文）を作成する。その際、別途派遣される他分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整し、評価6基準の観点から他団員が作成した質問票（案）との取り纏めに協力する。作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICAに提出する。
- ⑤ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案（英文・和文）、PO（Plan of Operations）案（英文・和文）を検討する。
- ⑥ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。
- ⑦ 詳細計画策定調査報告書（案）の目次案を検討する。

（2）現地業務（2026年5月上旬～2026年5月下旬）

- ① JICAメキシコ事務所等との打合せに参加する。
- ② メキシコ側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 先方政府の水セクターに関連する開発計画、政策、制度、ガイドライン、マニュアル等
 - ウ) 関連各組織
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制
 - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - エ) 先方政府の今後の本プロジェクトへの予算・人員配置に係るコミットメント
 - オ) 本プロジェクトに関連する他援助機関の活動動向、連携の可能性
- ④ ジェンダー主流化についての検討。具体的には以下のとおり。
 - ア) ジェンダー分析
 - (a) 水分野におけるジェンダーに関連した法令、政策、計画等
 - (b) 実施機関のジェンダー主流化の方針、体制、取組、女性職員の雇用・

育成・能力レベル、他機関との連携等

イ) R/D (案) 等の基本合意文書でのジェンダー視点に立った取組の検討

ウ) ジェンダーの視点に立った取組の指標の検討、それを踏まえた事業事前評価表 (案) の作成とその取りまとめへの協力

- ⑤ 調査結果に基づき、評価6基準の観点から本プロジェクトの実施案 (プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録 (R/D : Record of Discussions) を他分野の団員とともに検討する。
- ⑥ PCMワークショップを主催し、結果の取りまとめに協力する。
- ⑦ 関係者との協議で合意された内容について、R/D (案) (英文・和文) 及び協議議事録 (M/M : Minutes of Meetings) (案) (英文) の作成に協力する。特に、PDM (案) の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑧ 実施機関に対するR/D (案) を含むM/M (案) の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑨ 担当分野に係る調査結果報告を作成し、JICAメキシコ事務所等に報告する。

(3) 整理業務 (2026年6月上旬～2026年6月下旬)

- ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート (案) に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表 (案) を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書 (案) を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書 (案) を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

¹ [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

(1) 業務完了報告書

2026年6月26日(金)までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表(案)(和文・英文)
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2026年5月3日～5月26日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括(JICA)
- イ) 協力企画(JICA)
- ウ) 統合水資源管理(流域水循環/上下水)(JICAが別途契約するコンサルタント)
- エ) 評価分析(本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA メキシコ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上：日本語⇄スペイン語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：無し

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部水資源グループ第二チームから配付しますので、gegwt@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・「トゥラ川流域における統合的流域管理能力強化プロジェクト」要請書
- ・「Outlook of Valley of Mexico_towards water security」
- ・「Programa Hídrico Regional 2021-2024 Región Hidrológico-Administrativa XIII Aguas del Valle de México」
- ・「PROGRAMA NACIONAL HÍDRICO 2020-2024 AVANCE Y RESULTADOS Enero 2023 - Junio 2024」
- ・「DIAGNÓSTICO DE CALIDAD DEL AGUA DEL RÍO TULA, LA PRESA ENDHÓ Y SUS PRINCIPALES AFLUENTES EN LOS ESTADOS DE MÉXICO E HIDALGO」
- ・「PERSPECTIVAS DEL AGUA EN EL VALLE DE MÉXICO PROPUESTAS HACIA LA SEGURIDAD HÍDRICA」

② 本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。

- ・「Calidad del agua en México」（水質に関するデータ）

[Calidad del agua en México | Comisión Nacional del Agua | Gobierno | gob.mx](https://calidaddelagua.gob.mx/)

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求め

ている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA メキシコ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上